

令和4年7月6日（水）

加古川市営住宅管理審議会

令和4年度第1回

加古川市営住宅管理審議会議案書

都市計画部 住宅政策課

目 次

報告第1号 令和3年度決算状況（案）等について	・・・ 1
報告第2号 令和4年度予算状況等について	・・・ 6
報告第3号 令和4年度新規入居者募集状況について	・・・ 7
報告第4号 市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱の改正について	・・・ 8
報告第5号 市営住宅共益費の補助制度の創設について	・・・ 15

令和3年度決算状況（案）等について

本市市営住宅の令和3年度の決算状況（案）等について、下記のとおり報告します。

記

1 住宅使用料収入

(1) 現年度分（年度別推移：決算額）

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率 (%)	備考
29	121,580,100	120,757,100	823,000	99.32	
30	116,577,900	115,560,300	1,017,600	99.13	
1	113,989,500	112,625,600	1,363,900	98.80	
2	106,072,900	104,089,700	1,983,200	98.13	
3	106,251,500	104,889,695	1,361,805	98.72	

(2) 滞納繰越分（年度別推移：決算額）

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	収納率 (%)	不納欠損額	収入未済額	不納欠損後 収納率 (%)	備考
29	12,515,190	1,307,400	10.45	425,200	10,782,590	10.81	
30	11,605,590	1,146,300	9.88	0	10,459,290	9.88	
1	11,476,890	1,205,590	10.50	2,054,400	8,216,900	12.79	不納欠損3件は 時効の援用
2	9,580,800	1,416,900	14.79	0	8,163,900	14.79	
3	10,147,100	1,616,000	15.93	0	8,531,100	15.93	

2 入居状況 (各年度末現在)

単位：戸 (入居率は%)

団地	南備後	東溝 之口	神野 南山	神野 経塚	坂元	土山	尾上林 皿池	別府 皿池	小畑 赤坂	小畑 西/山	小畑 池/上	東神吉	西神 吉辻	第1 志方	第2 志方	投松 第1	投松 第2	原	計	対前年
管理戸数	40	6	230	6	6	111	69	24	6	12	12	189	24	15	15	10	8	6	789	
R3 入居戸数	22	5	132	4	5	84	62	14	3	7	6	80	11	4	14	4	3	1	461	▲ 16
R3空き 住戸数	18	1	98	2	1	27	7	10	3	5	6	109	13	11	1	6	5	5	328	16
R3 入居率	55.0	83.3	57.4	66.7	83.3	75.7	89.9	58.3	50.0	58.3	50.0	42.3	45.8	26.7	93.3	40.0	37.5	16.7	58.4	▲ 2.0
R2 入居戸数	22	5	138	4	5	81	60	15	3	8	6	91	11	4	13	5	4	2	477	
R2空き 住戸数	18	1	92	2	1	30	9	9	3	4	6	98	13	11	2	5	4	4	312	
R2 入居率	55.0	83.3	60.0	66.7	83.3	73.0	87.0	62.5	50.0	66.7	50.0	48.1	45.8	26.7	86.7	50.0	50.0	33.3	60.5	

入退去戸数内訳

団地	南備後	東溝 之口	神野 南山	神野 経塚	坂元	土山	尾上林 皿池	別府 皿池	小畑 赤坂	小畑 西/山	小畑 池/上	東神吉	西神 吉辻	第1 志方	第2 志方	投松 第1	投松 第2	原	計	対前年
管理戸数	40	6	230	6	6	111	69	24	6	12	12	189	24	15	15	10	8	6	789	
R3入居	1					10	5	1				1			1				19	9
R3退去			6			7	3	2		1		12				1	1	1	34	6
R3住替			1																1	▲ 1.0
R2入居	1		1			6						1		1					10	
R2退去	1	1	5		1	5	5			1	1	5					3		28	
R2住替						2													2	

3 入居者募集（令和3年度）

(1) 抽選募集

ア 6月募集

- ・募集期間 令和3年6月11日（金）～6月25日（金）
- ・公開抽選日 令和2年7月8日（木）
- ・応募及び入居状況 (年度末現在)

住宅名(募集戸数)	応募者数 () 累計	当選者数	入居者数	備考
土山(9戸)	10(59)	9	8	1名辞退
南備後(1戸)	1(1)	1	1	
合 計(10戸)	11(60)	10	9	

イ 2月募集

- ・募集期間 令和4年2月4日（金）～2月17日（木）
- ・公開抽選日 令和4年3月8日（火）
- ・応募及び入居状況 (令和4年6月22日現在)

住宅名(募集戸数)	応募者数 () 累計	当選者数	入居者数	備考
神野南山(2戸)	4(10)	2	2	
土山(1戸)	4(4)	2	1	
尾上林(2戸)	8(16)	2	2	
尾上林(1戸) ※車椅子対応	0	0	0	
東神吉(2戸)	1(4)	2	1	
合 計(8戸)	17(34)	8	6	

(2) 常時募集（受付順）

- ・令和3年2月募集及び令和3年6月募集で辞退のあった住宅の常時募集
- ・募集期間 令和3年11月11日（木）～令和4年2月7日（月）（最終入居決定日）
- ・応募及び入居状況 (年度末現在)

住宅名(募集戸数)	応募者数 () 累計	入居者数	備考
土山(2戸)	5(5)	2	
合 計(2戸)	5(5)	2	

(3) 期限付き入居

ア 抽選募集

- ・募集期間 令和3年10月4日(月)～10月22日(金)
- ・応募及び入居状況 (年度末現在)

住宅名(募集戸数)	応募者数 () 累計	当選者数	入居者数	備考
第2志方(1戸)	0	—	—	
別府皿池(1戸)	0	—	—	
合 計(2戸)	0	—	—	

イ 常時募集(受付順)

- ・抽選募集で応募が無かったため常時募集として再募集
- ・募集期間 令和4年1月14日(金)～令和4年3月1日(火)(最終入居決定日)
- ・応募及び入居状況 (年度末現在)

住宅名(募集戸数)	応募者数 () 累計	入居者数	備考
第2志方(1戸)	1 (1)	1	
別府皿池(1戸)	2 (2)	1	
合 計(2戸)	3 (3)	2	

4 住替え募集

(1) 抽選募集

- ・募集期間 令和3年12月1日(水)～12月21日(火)
- ・募集戸数 7戸(神野南山(1戸)、土山(3戸)、東神吉(2戸)、西神吉辻(1戸))

- ・応募及び入居状況 (令和3年12月21日現在)

住宅(募集戸数)	申込者数 () 累計	入居者数	備考
神野南山(1戸)	0	0	
土山(3戸)	0	0	
東神吉中層(1戸)	0	0	
東神吉低層(1戸)	0	0	
西神吉辻(1戸)	0	0	
合 計(7戸)	0	0	

(2) 常時募集

- ・抽選募集で応募が無かったため常時募集として再募集
- ・募集期間 令和4年3月4日(金)～現在も募集中
- ・募集戸数 7戸(神野南山(1戸)、土山(3戸)、東神吉(2戸)、西神吉辻(1戸))

- ・応募及び入居状況 (令和4年6月22日現在)

住宅(募集戸数)	申込者数 () 累計	入居者数	備考
神野南山(1戸)	2 (2)	1	1名は辞退
土山(3戸)	2 (2)	0	1名は辞退 1名は令和4年6月24日入居予定
東神吉中層(1戸)	0	0	
東神吉低層(1戸)	0	0	
西神吉辻(1戸)	0	0	
合 計(7戸)	4 (4)	1	

令和4年度予算状況等について

本市市営住宅の令和4年度予算状況等について、下記のとおり報告します。

令和4年度当初予算（主要部分抜粋）

【歳入予算】

1 住宅使用料 101,699千円

(1) 公営住宅使用料現年度分 100,719千円（前年比8,528千円減）

(2) 公営住宅使用料滞納繰越分 980千円（前年比75千円減）

【歳出予算】

1 住宅維持補修事業 96,861千円（前年比54,151千円増）

(1) 緊急修繕 18,500千円

(2) 計画修繕 17,364千円（火災報知器更新（小畑ほか）、ガス給湯器更新（土山
尾上林）ほか

(3) 空き住戸等修繕 18,000千円

(4) 擁壁改修工事（東神吉） 設計・測量等委託料 6,000千円
工事請負費 26,000千円

令和4年度新規入居者募集状況について

本市市営住宅の令和4年度新規入居者募集（抽選募集）の状況について、下記のとおり報告します。

1 募集期間

令和4年6月6日（月）～6月17日（金）

2 募集住宅及び応募状況（第1希望のみ掲載）（令和4年6月22日現在）

（1）一般住宅

・東神吉	中層棟	2戸	0名
	低層棟	1戸	1名
・土山	Lタイプ	2戸	2名
	Mタイプ	1戸	2名
	Sタイプ	2戸	2名
・南備後		2戸	2名
	合計	10戸	9名

（2）車椅子専用住宅

・尾上林	1戸	3名
------	----	----

※車椅子専用住宅の入居要件

車椅子を自力で常用し、身体障害者手帳（1～4級）か戦傷病者手帳の交付を受けている人の世帯

3 内覧会

（1）実施日

令和4年6月11日（土）及び15日（水）

（2）実施状況

・6月11日（土）	土山	2組
	尾上林	1組
・6月15日（水）	土山	5組
	尾上林	4組
	南備後	1組
	合計	13組

4 抽選会

令和4年7月5日（火）

市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱の改正について

令和3年度第4回加古川市営住宅管理審議会にて諮問した本市市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱の改正について、下記のとおり報告します。

1 概要

本市では、市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予について、加古川市営住宅設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第13条及び第20条に基づき、加古川市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱（以下「減免要綱」という。）に適用条件や手続き等を定め、運用を行っているところである。

近年、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、本市の市営住宅の実情に則した住宅セーフティネット機能が最大限に生かせるよう、当該制度のあり方も含めた再整理を行いつつ、入居者にとってより分かりやすい制度となるように要綱の改正及び新規制定を行った。

2 施行日

令和4年3月1日

3 改正及び新規制定した要綱

(1) 改正

加古川市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱（以下「減免要綱」）

(2) 新規制定

加古川市営住宅家賃に係る収入認定の更正取扱い要綱（以下「収入更正要綱」）

4 主な改正及び新規制定の内容

項目	新	旧
家賃	・退職等により収入が変動したときは収入更正として処理（減免要綱とは別に収入更正要綱を新規制定し、減免ではなく収入更正として処理）	・減免要綱で減免として処理
家賃・駐車場使用料の徴収猶予	・猶予の可否は減免と同基準 ・最大6か月まで猶予 ・ただし、分納ができない、かつ、6か月以内に支払いできるときに限る	・規定なし
住宅設備故障時の家賃	・減免可（免責期間あり）	・規定なし
家賃等滞納者の家賃	・3か月未満までの滞納又は3か月以上の滞納であっても分納誓約履行中のときは減免可	・減免不可

5 家賃減免等の適用件数及び減免月額

	減免	収入更正 (R3年度は減免として処理)
R4年度(4月適用)	37件 347,200円 平均 9,384円	5件 ▲64,000円 平均 ▲12,800円
R3年度(4月適用)	29件 290,000円 平均 10,357円	1件 ▲18,200円

6 その他特記事項

収入認定通知(家賃決定通知)時に制度周知用のチラシを同封した。

7 参考

【収入分位(土山3-205号室の場合)】

住宅名	部屋番号	令和4年度収入階層別家賃（円）						
		裁量世帯						
		一般世帯						
		階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		政令月収	0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001
			〃	〃	〃	〃	〃	〃
			104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
土山	3-205 (Lタイプ)		28,100	32,400	37,100	41,800	47,800	55,200

収入再認定請求について

令和4年度家賃（令和4年4月分から令和5年3月分まで）については、加古川市営住宅入居者収入認定通知書のとおりです。

次の事由のいずれかに該当し、収入月額が収入分位の区分を下回って変動した世帯は、令和4年3月31日（木）までに収入再認定請求をすることで、令和4年4月からの家賃が見直される場合があります。

事 由

- ① 世帯の構成に変更があった場合
※異動届、同居承認申請など世帯員変更に係る手続きが必要です。
- ② 所得のある方が退職（廃業）した場合
- ③ 転職したことにより、収入が減った場合
- ④ 令和2年中の所得について、控除等の申告漏れなどがあり、市で修正の申告が認められた場合
- ⑤ 新たに障害者手帳または療育手帳などの交付を受けた場合

家賃の減免制度について

市営住宅の家賃は、毎年提出していただく「収入申告（収入状況報告）書」により、世帯全体の合計所得額に応じて設定されます。「家賃の減免」制度は、収入が少なく生活が困難な状況にある世帯や長期療養、被災など特別な事情のある世帯を対象に、申請に基づき、収入に応じて設定された家賃をさらに減額するものです。

収入認定通知の収入分位が「1」の世帯で、収入月額※1が80,000円以下の世帯は、申請により使用料を10%～60%減額することができます。

※1 遺族年金や障害年金、恩給、雇用保険料、母子扶養手当などの非課税所得を含めます。

収入再認定請求又は減免申請をされる場合は、住宅政策課に手続方法や必要書類等についてご確認のうえ、手続きを行ってください。

審査の結果、承認された場合は、請求又は申請を受付した月の翌月の家賃から変更又は減免が適用されます。

お問合せ先

加古川市 住宅政策課 市営住宅係

電話：079-427-9254（直通）

午前8時30分～12時、午後1時～5時15分（土日祝日、年末年始は休み）

加古川市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱

令和4年3月1日都市計画部長決定

加古川市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱（平成9年11月1日建設部長決定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）（以下「条例」という。）第13条、第20条、第58条及び第59条並びに加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に規定する敷金、家賃、駐車場使用料及び駐車場保証金の減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（家賃の減免等）

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、家賃の減免等を行うことができる。

- （1）入居者及び同居者（現に同居し、または同居しようとする親族を含む。以下同じ。）の収入が著しく低額であるとき。
 - （2）入居者又は同居者が疾病により著しく生活困難な状況にあるとき。
 - （3）入居者又は同居者が地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等の災害により著しい損害を受けたとき。
 - （4）入居者及び同居者の責めに帰すべき事由によらないで市営住宅の一部又は全部を使用することができないとき。
 - （5）前4号に掲げるもののほか、特別な事情があるとき。
- 2 入居者は前項の規定により家賃の減免等を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。
- 3 家賃の減免は、第9条に規定する申請書を受理した日の属する月の翌月分の家賃から適用する。ただし、新たに市営住宅に入居する入居者が入居前に家賃の減免を申請する場合は、当該入居の日の属する月の家賃から適用することとし、第1項第4号に該当するときは、当該事由の発生の日から当該事由が解消される日まで（別に定める免責期間は除く）において適用することとする。
- 4 家賃の減免の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は更新することができる。
- 5 家賃の徴収の猶予期間は、6か月以内とする。
- 6 敷金の減免等については、前各項の規定を準用する。ただし、第1項については第1号、第3号及び第4号の規定は除く。

（減免の基準）

第3条 前条第1項各号（第4号を除く）の規定により市長が市営住宅の家賃を減免する場合の基準は次のとおりとする。

- （1）入居者の収入（継続的な課税所得に、非課税となっている年金、給付金等の収入を加算し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例により算出した額。以下同じ。）が80,000円（以下「減免基準額」という。）以下であること。
- （2）入居者が6か月以上の療養を要する疾病にかかり、収入（医療扶助を含む。）から当該療養のための支出を控除した額が減免基準額以下であること。
- （3）現に市営住宅に居住している入居者が災害により容易に回復しがたい損害を受け、又はそのための支出を控除した額が減免基準額以下であること。
- （4）前3号に準ずる特別の事情があること。

（家賃の減免額）

第4条 前条第1項各号に該当する減免額については、次表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる率（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

ただし、減免額が20,000円を超えるときは20,000円とし、減免後の家賃が4,000円以下となるときは4,000円とする。

減免基準額	減額割合
20,000円以下の場合	6割
20,000円を超え40,000円以下の場合	4割
40,000円を超え60,000円以下の場合	2割
60,000円を超え80,000円以下の場合	1割

2 第2条第1項第4号に該当する場合で、市営住宅の一部が使用不能のときは家賃の5割の範囲内においてその家賃を減額し、全部が使用不能のときはその家賃を免除するものとする。

（徴収猶予の基準）

第5条 第2条の規定により市長が家賃の徴収を猶予する場合の基準は、第3条の規定を準用し、かつ、家賃及び駐車場使用料を分割納付により支払うことが困難であり、家賃及び駐車場使用料の支払能力が徴収の猶予を申請した日から6か月以内に回復すると認められる場合とする。

（敷金の減免等）

第6条 敷金の減免については、第3条（第1号及び第3号は除く）の規定を準用し、減免額は減免後の家賃の3か月分と減免前の敷金との差額とする。

2 敷金の徴収の猶予については、前条の規定を準用する。ただし、前条で準用する第3条の規定については、第1号及び第3号の規定は除く。

（駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等）

第7条 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場使用料及び駐車場保証金の減免等を行うことができる。

（減免等の適用除外）

第8条 減免対象者が減免等の申請日時点において家賃及び駐車場使用料を3か月以上滞納している場合は、減免対象者であっても減免等は行わない。ただし、分納誓約を締結し、不履行がないときはこの限りでない。

（減免等の手続き及び承認）

第9条 減免等を受けようとする者は、加古川市営住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書（規則様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する所得証明書または源泉徴収票
- (2) 18歳以上で無職の者にあつては、無職もしくは扶養されていることを証する書類
- (3) 疾病、災害等については、関係機関の発行するその事実を証する書類
- (4) 課税所得のない入居者にあつては、その生計費の出所を明らかにする書類
- (5) 非課税所得とされる年金および保険給付等の受給証書
- (6) 生活保護費受給者は、福祉事務所の発行する受給証明書
- (7) 失業中の者にあつては、雇用保険受給者証等失業の事実のわかる書類

2 市長は、前項に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、減免を承認するときにあつては加古川市営住宅家賃等減免決定通知書（要綱様式第1号）により、徴収猶予を承認するときにあつては加古川市営住宅家賃等徴収猶予決定通知書（要綱様式第2号）により、承認しないときにあつては加古川市営住宅家賃等減免（徴収猶予）却下通知書（要綱様式第3号）により通知するものとする。

（減免等の取消）

第10条 減免等の必要がなくなった者は、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した場合または虚偽の申請により減免等を受けた者についてその事実が明らかになったときは、減免等の決定を取り消すとともに既に減免等をされた家賃、敷金、駐車場使用料及び駐車場保証金を徴収するものとする。

3 減免等を受けている者で、その期間中に家賃又は駐車場使用料を滞納したときは、滞納した月以降の減免等を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定に基づき、減免等を取り消したときは、加古川市営住宅家賃等減免（徴収猶予）決定取消通知書（要綱様式第4号）により入居者に通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から適用する。

加古川市営住宅家賃に係る収入認定の更正取扱い要綱

令和4年3月1日都市計画部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）（以下「条例」という。）第16条第4項、第29条第2項及び第31条第2項に規定する収入の認定、収入超過の認定及び高額所得の認定並びに加古川市営住宅設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、加古川市営住宅家賃に係る収入の認定の更正について必要な事項について定めるものである。

(対象要件)

第2条 入居者は、以下の事由により、条例第16条第3項、条例第29条第1項又は条例第31条第1項の規定により認定した収入の額が、公営住宅法施行令第2条第2項に定める収入の区分を超えて変動したときは、その収入の額の更正を求めることができる。

- (1) 入居者又は同居者が、退職し、廃業し、転職し、転業し、又は休業したとき。
- (2) 入居者又は同居者が、死亡し、又は転出したとき。
- (3) 入居者又は同居者が、所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者又は同項第29号に規定する特別障害者に該当することとなったとき。
- (4) 出生により同居者が増加したとき。
- (5) 入居者又は同居者が扶養親族で入居者及び同居者以外のものを有することとなり、又はその人数が増加したとき。

(収入認定の更正の請求)

第3条 前条の規定により収入認定の更正を請求する入居者は、規則第15条第4項又は規則第23条第2項の規定に基づき、意見申出書（規則様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の意見申出書には、所得証明書及び前条各号の事由に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(審査及び通知)

第4条 市長は、第3条の規定による意見申出書が提出されたときは、条例第16条第4項、条例第29条第2項又は条例第31条第2項の規定に基づき、当該意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

2 家賃額の変更は、第3条第1項に規定する意見申出書が受理された日の属する月の翌月分の家賃から変更するものとする。

3 第1項により当該認定を更正したときは、規則第15条第6項又は規則第23条第4項の規定により加古川市営住宅入居者収入認定（収入超過認定・高額所得認定）更正通知書（規則様式第12号）により入居者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から適用する。

市営住宅共益費の補助制度の創設について

本市市営住宅共益費の補助制度の創設について、下記のとおり報告します。

1 概要

加古川市営住宅の共同施設等（集会所、給水ポンプ、外灯、散水栓、合併浄化槽等）の使用に係る光熱水費等（以下「共益費」という。）は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第23条の規定により入居者の負担とされているが、近年の入居率の低下により入居者負担が過大となり、一部の住宅では共同施設等の使用を一部制限しているほか、補助制度の実施についての要望も出されている状況である。

一方、本市においては、近年の公共施設の大規模改修等の集中により、財政面やマンパワーの不足などの問題から、「市公営住宅等長寿命化計画」に基づく大規模改修や建替え（集約化）を計画どおり実施することができず、新規入居者の募集を充実させることが困難な状況が続いており、当該計画が完了するまでの間は、入居率の向上を図ることが困難な状況である。

このため、入居率が一定以下の住宅の管理組合（管理組合を組織していない住宅においては町内会や管理人など入居者の代表者）に対し、入居率の減少割合に応じた共益費の補助を行い、入居者ひとりあたりの負担額の公平性を図るとともに、共同施設の適正な運営を維持しようとするものである。

【条例（抜粋）】

（入居者の費用負担義務）

第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、第4号及び第5号に掲げる費用で、天災地変によって要するものについては、市が負担することができる。

- （1） 電気、ガス及び水道の使用料（共同部分の使用料を含む。）
- （2） 井戸、水洗便所（浄化槽を含む。）及び排水溝の維持に要する費用
- （3） 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- （4） 畳、建具その他家屋の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- （5） 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- （6） 共同施設の使用に要する費用

2 対象住宅及び入居率

全17住宅のうち、共同施設が設置されている次の6住宅（入居率等は2ページ参照）

南備後、神野南山、土山、尾上林（低層、中層）、東神吉、西神吉

※上記以外の住宅は長屋式のため共用廊下や共用階段等の施設は設置されておらず、給水ポンプ等の設備も設置されていないため、原則、共益費は発生しない。

3 現在の共益費（入居者ひとりあたりの月額）

単位：円

住宅	A	B	C	D	E	F	G
共益費	333	400	1,300	700	1,600	630	5,000

4 近隣自治体の動向

共益費の実態について、県下12自治体（特定行政庁）にアンケート調査を実施した。

結果の速報値は次のとおりである。

（1）依頼日 令和4年6月7日

（2）照会先 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、兵庫県（合計12自治体）

（3）結果（速報値） (令和4年4月1日現在)

	補助制度あり	補助制度なし	合計	加古川市
自治体数	6	6	12	
入居率平均	77.1%	81.6%	79.3%	58.4%

5 今後の予定

現在、令和5年度からの補助制度の実施に向けて庁内で事前協議を開始したところであり、当該アンケートの詳細な分析結果の報告もあわせ、実施の可否及び補助制度の内容について令和4年度第2回の当審議会において諮問する予定である。